

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会

平成28年2月19日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500107号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500035号

第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月
② 平成15年12月
③ 平成16年7月
④ 平成16年12月
⑤ 平成17年7月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までに係る賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。

調査の上、当該賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社は、「請求者の賞与は、平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日及び平成17年7月8日に現金で支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除していたが、当該期間に係る賞与明細書の会社控え等の資料は処分したと思われるため、賞与支給額及び保険料の控除額は不明である。」旨回答している。

また、請求期間⑤については、A社から提出された請求者の平成17年における各月の給与明細書の写し及びB市から提供された請求者の平成18年度(平成17年分)に係る「市民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)に

よると、賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各月の給与明細書の写しに記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できることから、同社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑤において、A社から賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間⑤の標準賞与額については、前述の賦課資料、請求者の給与明細書の写し及び同僚の賞与明細書の写しにおいて推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①から④までについては、A社及び同僚への照会結果から、請求者に賞与が支給されていたことは推認できるものの、i) 前述のとおり同社において請求者の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額の確認ができないこと、ii) 同社の社会保険事務担当者及び複数の同僚は、「賞与額は査定により決まるため、人それぞれ違う。」旨陳述しているところ、賞与明細書の写しが提供された6名の同僚の賞与額は、各期変動が見られる上、変動額も各人異なっていること、iii) B市は、「請求者の平成15年分及び平成16年分に係る収入額及び社会保険料控除額が確認できる資料について、保存期限経過により保管していない。」旨回答していることから、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

このほか、請求期間①から④までについて、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500110号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500038号

第1 結論

請求者のA社における平成21年12月30日の標準賞与額を10万に訂正することが必要である。

平成21年12月30日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月30日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成20年12月
② 平成21年12月

A社から平成20年12月及び平成21年12月に賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無い。平成21年12月の賞与については、賞与に係る給料支払明細書が有り、支給額と厚生年金保険料控除額が確認できる。平成20年12月の賞与については、同明細書は無いが、10万円から13万円ぐらい支給されていたはずである。

請求期間①及び②について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者から提出された平成21年12月分給料支払明細書(寸志)及び同僚の陳述内容から判断すると、請求者は、平成21年12月30日にA社から賞与が支給され、当該賞与から標準賞与額10万円に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の

事業主も所在不明のため照会することができないことから、請求期間②に係る請求者の賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間①について、請求者は、「賞与は、10万円から13万円ぐらい支給されていたはずである。」旨主張しているものの、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も所在不明のため照会することができないことから、請求期間①における賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の同僚からも、請求者の請求期間①における賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができず、ほかに、請求者の請求期間①に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500109号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1500010号

第1 結論

昭和44年4月から昭和56年3月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月から昭和56年3月まで
父親がA町役場の窓口で私の国民年金保険料を支払っていたにもかかわらず、請求期間の納付記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、父親が保険料納付を行っていたと主張しているが、父親は既に死亡しており、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者は、昭和42年4月9日に国民年金被保険者資格を取得し、昭和44年4月1日に同資格を喪失していることがオンライン記録により確認できるところ、当該資格喪失の理由についてA町は、「資料が残っていないため不明である。」と回答しており、具体的な状況は不明であるが、B大学から提供された請求者に係る在学期間証明書によると、請求者は、昭和44年4月から昭和50年3月までの期間在学していることが確認でき、昭和44年4月に国民年金の任意加入対象者に該当したことから、当該資格喪失の手続を行った可能性が考えられる。

さらに、請求者は、前述の国民年金被保険者資格取得時に払い出された国民年金手帳記号番号とは別に、昭和56年6月12日付けで新たに払い出された国民年金手帳記号番号で、同年4月1日に再度国民年金被保険者資格を取得していることがオンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、請求期間のうち昭和44年4月から昭和50年3月までの期間については、請求者は大学生であり、国民年金の任意加入対象者であったことから、制度上、遡って同資格を取得することはできない上、当該払出時点においては、請求期間のうち、昭和44年4月から昭和54年3月までの期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500108号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500036号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB社における同被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和24年9月21日から昭和26年1月4日まで

私の夫の年金記録を確認したところ、私の夫は、A社及び同社が名称変更したB社にトラック運転手として継続して勤務していたにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社及びB社の商業登記簿謄本によると、A社は、昭和16年9月3日、B社は、昭和11年8月11日付けで、それぞれ別の会社として設立されていることが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和24年9月21日に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した者は、訂正請求記録の対象者以外に13名確認でき、そのうちの1名は、「私は、A社の輸送部で、訂正請求記録の対象者と同じトラック運転手として勤務していたが、薪や木炭の統制が解除になり輸送部が廃止になったため、私と訂正請求記録の対象者を含む輸送部の従業員は、昭和24年9月20日に同社を退職した。」旨陳述しており、その陳述内容は、同被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

また、前述の昭和 24 年 9 月 21 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している 13 名のうち、その後、B 社に係る同被保険者資格を取得している 4 名については、複数の同僚が、「トラック運転手又は助手であった。」旨陳述しているところ、当該 4 名は、訂正請求記録の対象者と同じ昭和 26 年 1 月 4 日に同社に係る同被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A 社及び B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間に訂正請求記録の対象者の氏名等は確認できず、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、A 社及び B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も死亡していることから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1500106号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1500037号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年3月15日から昭和46年5月1日まで
A社において、自動車の修理、板金、塗装の業務に従事し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、被保険者記録が無い。
調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社における業務内容、複数の同僚の氏名及び同社が行っていた複数の事業内容を記憶していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、請求期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚8名に照会を行い、5名から回答が得られたところ、請求者のことを記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求者の氏名等は確認できない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。